

Consideration of Negligence In Hit Ball Accidents at a Golf Course

---

ゴルフ場での打球事故における過失の考察

---

大沼 友紀恵

# ゴルフ場での打球事故における過失の考察

人文・社会科学系 人文・社会科学教育部門 大沼 友紀恵

## 一、序

### 1 本論文の目的

ゴルフ場では、打球による事故がしばしば起こり得る。その場合、打球をしたプレーヤーの被害者に対する不法行為責任（民法709条）、同伴キャディの不法行為責任（同法719条）、キャディの使用人としてのゴルフ場の不法行為責任（同法715条）、コースの設置・管理者としてのゴルフ場の工作物責任（同法717条）、ゴルフ場のキャディに対する安全配慮義務違反としての債務不履行責任（同法415条）など、さまざまな法律関係が生じ得る。

スポーツ競技中に発生した事故は、学校事故と一般社会人のスポーツ愛好者の事故とがあり、両者は特質を異にする。すなわち、前者では判断の能力を十分に備えていない児童・生徒の行為が問題となるため、その場の管理者の責任が全面化するのに対し、後者では競技者自身が一定の判断力を具備していることが前提とされ、競技者自身の注意義務の問題が一定の位置を占めうる<sup>1</sup>。そして、ゴルフ場での打球事故は、通常、後者の事故に属する。

そこで、本論文では、上記の責任のうち、打球をしたプレーヤーの不法行為責任についての過失の判断および、過失相殺における被害者の過失についてゴルフというスポーツの性質を踏まえつつ検討する。その他の責任（使用者責任、工作物責任等）は、事案の紹介に必要な限度での言及にとどめる。なお、被害者の過失は、事故に至る状況下における過失のみならず、受傷後の治療における過失が認定されるケース<sup>2</sup>すなわち事故後の過失もあるが、本論文では、扱わないこととする。

## 2 本論文の構成

本論文では、二で同伴競技者またはキャディが被害者となった事案、三で隣接ホールの競技者またはキャディが被害者となった事案、四で先行組の競技者が被害者となった事案をそれぞれ紹介し、五で考察を行う。

## 二、同伴プレーヤー競技者またはキャディが被害者となった事案

### 1 同伴プレーヤー競技者が被害者となった事案

#### ① 東京地判平成3年9月26日(判タ775号190頁)

Yは、ガードバンカーの西外側のラフ上(以下では、「S地点」とする)からグリーンへのアプローチショットを打つこととなった。打球地点からピンまでの距離は約30メートルであった。

Yはショットに先立ち、グリーン上にいた同伴競技者のXに対し「いきますよ」と一、二度声を掛けた。しかし、Xの反応がなかったため、Yは少し強い口調で「いきますよ」と三度目の声を掛けたところ、Xは、Yと顔が合い、手を挙げて「はいよ」と応えた。

YはXがグリーン上から外に出るものと思い込んで、Xがなおグリーン上に留まっているのに気づかないまま、ピッチングウェッジを振ったところ、クラブは、ボールの手前の芝生を強く掠った(ダフった)のみの結果となり、Yはアドレスをいったん止め、立ち上がる姿勢となった。

Xは、Yがダフったのを見てYが一回打順を待つものと考え、同伴競技者Aの方向に近づき、Aに対しアドバイスをし、その後ピン近くへ戻った。Aがそのアドバイスに従って、アプローチショットをし、その打球がグリーンにオンした。

YはXのこれらの行動を見ないまま、ゆっくりアプローチショットのアドレスを再開し、長い間合いを置いた後、力いっぱいクラブを振ったところ、打球は予想外の高速度でピンの近く二メートルあたりのところに立っていたXの方向に飛び、この打球を見た同伴競技者BおよびYが声を上げるなどしたが、これに振り向いたXに打球が直撃した。

Yのが本件事故を引き起こした打球を打ったS地点はラフ上に位置しており、そのラフの中のボールをバンカー超えにピッチショットするには相当高

度の技術を要し、したがって、そのショットをこなすには初心者であるほどに緊張を伴いやすく、その結果思わぬミスショットを生ずる可能性があったことが認められるところ、Yは比較的ゴルフ経験の浅い初心者であり、本件当時、ハーフラウンド大体70位のスコアで回る技量であり、かつ、本件当日も各ホールともパースコアをほぼ二ないし三打オーバーし、本件事故のあった一八番ホール（スタートから9番目のホール）の第四打がネット近くに落ちたのも打球の方向がその意に反して相当曲がったためという程度の技量であった。

これらの事実によれば、Yは、予想外のミスショットをして近くにいるXらに対し危険な飛球を打ち付ける可能性が少なくなかったのであるから、Yとしては、その危険の及ぶ範囲内にいるXらがYのショットを注視し、かつ、そのショットによる打球がもたらす危険を十分避けることができる状態にあることを確認してそのアプローチショットをするべき注意義務があったものといわなければならない。

ところが、Yは、Xに対し、「いきますよ」と声を掛けた後も、Xが手を挙げて応えたが、Xが引き続きグリーンに留まっていたばかりか、Yがいったんダフった後にはXが別方向に向いてYの動作を全然見ていない状態であるのに、Yは、Xが手を挙げたことによりXがグリーン上から外へ出て、Yの打球を避けるように行動するものと速断して、爾後何らXの状態を確認しないで、結局「いきますよ」で始めたアプローチショットを最後まで行ったのであるから、Yの行動には右判示の注意義務に違反した過失がある。

他方、Xは、Yのアプローチショットの前方グリーン上でYから「いきますよ」の警告を受けたにもかかわらずグリーン上に留まり、かつ、Yのアプローチショットの動作及び打球を注視していさえすればその打球が自己に当たるのを避けることができたにもかかわらず、別方向にいたAへのアドバイスに心を奪われ、以後Yの打撃動作もその打球も全く見ていなかった。しかも、Yのゴルフの技量が初心者程度のものであることは、Yの本件当日のプレーぶりからも、ハンディ7というXの高いゴルフ技量からも、Xにとって明らかであったのみならず、Yがトライしようとしているアプローチショットが相当高度の技術を要するものであることも容易に理解できたものと認められるのであり、このような事情も考慮すると、Xは、Yによるミス

ショットとこれによる危険な打球の飛来とを予測し、これを避けるためにYの打撃動作とその打球を重々注視すべきであった。しかるに、Xは、Yが一回ダブってアドレスから立ち上がったのを見て、軽々にYが打順を先に譲ったものと速断し、前記のように他に心を奪われ注視を怠ったものであって、Xのこうした落度は本件事故の発生につき過半の寄与をしているとして、Xの過失割合を6割とした。

②東京高判平成11年11月2日(判時1709号35頁)

Yが5番ウッドで打った第二打が、Yの左前方約20メートルのところにいた同伴競技者Xに当たった。XとYは会社の同僚で、ともにゴルフ歴が10年以上あった。

ゴルフプレーヤーがゴルフ場においてプレーするにあたっては、その打球が他人に当たらないよう注意すべきであることはいうまでもない。その一つの場面として、前方の至近距離に人がいる限り、フルショットしてはならない。そして、ゴルフのショットは、経験を積んだプレーヤーであっても、打球が予想外の方向に飛ぶことが時として起こりうるから、このようなミスショットの可能性も考慮に入れなければならない。

本件では、ミスショットが生じた場合、Xはこれを回避することが不可能であったので、Yは第二打を打ってはいなかったものであり、Yにはかかる注意義務に違反した過失がある。仮にYが打つ前に声をかけたとしても、至近距離に立っているXはその直撃を避けることは不可能であったので、そのことによって注意義務を尽くしたことに<sup>3</sup>ならないとしてYの過失が認められた。

他方、Xには、Yの前方の至近距離に立っていた過失があったとしたうえで、双方とも十分なゴルフ歴を有していたことを考慮すると、後方プレーヤー競技者であるYにより強い注意義務を課すべきであるが、Xにも大きな過失があるとして4割の過失割合とした。

③大阪地判平成17年2月14日(判タ1199号249頁)

Yが9番ウッドで打った第二打が右前方(打球地点から43.5メートル)に立っていた同伴競技者Xを直撃した。本件事故当時のXのゴルフ歴

は約38年で、ハンディキャップは16、Yのゴルフ歴は54年で、ハンディキャップは21であり、9番ウッドでの飛距離は130ヤード程度であった。XとYは極めて多数回にわたって一緒にラウンドしたことがあった。

一般に、ショットをしようとする者は、まず同伴競技者が自己の前方にいるかを確かめる義務を当然負うとしたうえで、仮にいることを認めた場合には、①自己と同伴競技者との距離が離れていて、自己のボールが同伴競技者の方向に飛んで行ったとしても同伴競技者がボールの行方を見ていさえすればボールの衝突を回避できる距離にいる場合には、自己がボールを打つところを同伴競技者が見ていることを確認する義務を負うにとどまる。②自己と同伴競技者との距離が近く、自己のボールが同伴競技者の方向に飛んでいったならば、同伴競技者がボールの行方を見ていたとしてもボールの衝突を回避できない可能性がある距離にいる場合には、同伴競技者を安全な場所まで下がらせる義務がある。そして、ミスショットの可能性、それによってボールが同伴競技者の方向に飛ぶ可能性が否定できない場合には、それに応じて、この義務が加重される。③ショットをした者は、ボールが同伴競技者に当たるまでの間に、大声をかけて警告を発すれば、警告を聞いてボールの飛来に気づいた同伴競技者がボールの衝突を回避できる可能性がある場合には、自己のボールが同伴競技者の方に向かって飛ぶとすぐに、大声を掛けて警告を発する義務を負うとした。

そして、Yについて、①本件ショットの際のYのボールの状態は、深い草がグリーンとは反対方向を向いてボールに覆いかぶさっており、打ちやすい状態とはいえないものであったので、ミスショットの可能性が高かったこと、②ミスショットをした場合には、Xのいる方向にボールが飛ぶ可能性があったこと、③Yのショットの飛距離からすると、本件ショット地点からXのいる場所までボールが飛ぶ可能性が十分あったこと、④ボールがライナー性の飛球となって飛んだ場合には、Xのいる場所まで2、3秒で到達しうること、⑤ショットしてから2、3秒後で衝突するボールは、回避できない場合もありうることから、YにはXを安全な場所まで下がらせる義務があり、これを怠って漫然と本件ショットをした過失があるとした。なお、Yは警告を発していないが、たとえYが警告を発したとしても、Xがボールの衝突を回避できた可能性はないから、警告を発しなかったことは過失とはならない

とした。

Xについては、Yとのラウンド経験が何度もあり、Yがウッドでボールを強打することが予想できたこと、上記①ないし⑤はXにおいても予測できたにもかかわらず、あえてショットするYよりも出ていたこと、また、一般に、ゴルフプレーにおいて、同伴競技者がショットをする者より前に出てはならないことは基本的なマナーとされており、それに対するY、ひいては競技者全体の信頼をも保護すべきことを考慮して過失割合を6割とした。

④岡山地判平成25年4月15日<sup>4</sup>(判時2210号88頁)

本件では、XとY1は過去に数度一緒にプレーしたことがあり、互いの技量やプレー中の癖などを認識している関係にあった。Xの平均スコアは90程度、Y1のそれは100程度であった。

Xは、Y1のボール地点から角度にして約30度(グリーンの進行方向から見て約60度)の右斜め前方約8、9メートルの地点に移動した。Y1は、ときに30度ほどのシャンクが出ることを認識していたが、その時は、Xが移動したことを把握せず、いつものとおり特に時間を空けずにラフから第二打を打った。その打球がシャンクしたので、Y1が声を上げたところ、ボールはその声に振り返ったXの左目を直撃した。

Y1については、①Y1には、時々シャンクが出ることを認識していたのであるから、第二打が30度程度でシャンクした場合にボールの飛ぶ範囲内にXがいないかを確認すべきところ、グリーン方向にまっすぐ飛ぶものと過信し、また、Xが他の競技者のショット位置より前に出るといふ癖がないことから、前方には進んでいないものと思込み、Xの動向や存在を確認することなく第二打を打ったことおよび第二打をシャンクさせたことに過失があるとした。キャディであるY2については、②他の競技者がショットする前にはその前方に出てはならず、打球が飛ぶ可能性のある範囲内に他の競技者がいる場合にショットする行動をとろうとする場合には、いずれもこれに注意して阻止すべきところ、それまでのXおよびY1の行動観察の結果、上記のような基本的マナーは両名に注意する必要はないものと過信し、両名に対する十分な観察を怠り、その結果、必要な注意喚起をしなかった過失がある。

また、Xについては、③同伴競技者は互いに他の競技者がショットする前にその前方に出てはならないのに、自己の第二打がグリーンに乗ったかどうかの確認に気をとられ、Y1の行動を確認しないまま前方に出た過失があるとして、本件事故に対する過失割合を、Xが3割、Y1が6割、Y2が1割とした。

なお、Y2の過失の範囲でY2の使用者であるY3（ゴルフ場）の使用者責任も認められた。

## 2 同伴キャディが被害者となった事案

### ⑤名古屋地判平成14年5月17日（裁判所ウェブサイト）

Yが深いバンカーの上り斜面の途中から声をかけずに打ったショットがシャンクして約70度の角度右に飛び、約11メートル離れた位置にいたキャディXの左目に衝突した。Yは、15年間のゴルフ経験があり、本件ゴルフ場でのプレーは2回目であった。

ゴルフでは、打球がシャンクすることはままたり、プロゴルファーその他競技に習熟している者であっても、これを完全に予見し回避することは困難である。Yは相当困難な条件下に球を打たなければならなかったもので、ミスショットするおそれが通常よりも高かった。しかも、他のプレーヤー競技者らは既にグリーン上に球を乗せ、グリーン周りの比較的近い位置に集まって来ていたのであるから、事故の起きる可能性はより高く、Yは他の競技者やXの動向に普段以上に十分な注意を払い、もし少しでも不安が残る時には、声をかけるなどして注意を喚起する義務があった。ところが、YはXについて意識におくことすらないまま球を打ったものであり、上記注意義務に違反した過失がある。

Xについては、まず、一般に、ゴルフ場所属の経験豊富なキャディはそのゴルフコースに不慣れな競技者に比して、当該ゴルフ場のコースに精通しており、事故発生の可能性が大きい局面を見極め、自らそれを回避するよう努める余地が大きい。したがって、キャディが第一次的には自己の判断で危険を回避するための適切な動作をするものと予想することも、あながち不当とはいえないとした。そのうえで、Xは、本件ゴルフ場のキャディとしての経験も3年以上、ゴルフ競技者としての経験も約15年間あったので、本件事



故発生の危険性等について十分窺い知ることができたものと推認される。そして、Xが目を離していなかったなら、少なくとも身体枢要部に当たる事故は回避できた可能性が高く、Xにとって本件事故回避が不可能であったとは認められない。ところが、XはYの球がグリーンに乗っていないのに、これを注視することなく、とりわけ急ぐとも思えない同伴競技者Aのボールを拭くサービスをしようとしていた点は不注意であったとして、過失割合を5割とした。

#### ⑥神戸地姫路支判平成11年3月31日（判時1699号114頁）

Yの組に同行するキャディXが打者から死角になる場所を移動中に、Yがその存在に気付かず打った第二打が当たり負傷した。

Yは、Xが前方でカートに乗って移動していることに気付かず、前方にいた同伴競技者らに声をかけたうえで第二打を打った。

通常、ゴルフプレーヤーが球を打つ際には前方に同伴競技者等がいないこと、同伴競技者等がいる場合にはその者らに対して、自己がこれから球を打つことについて注意を喚起すべき義務があり、これはキャディに対しても同様であるとした上で、ゴルフがスポーツであり、スポーツに厳格な注意義務を求めるのは相当ではないとして、球を打とうとする競技者においては、同伴競技者やキャディの一切の動静に注意を払い、それらの者の位置関係を完全に把握した上で、打球を打つべき注意義務までは負わず、通常自己の前方にキャディが移動しないこと等を総合すると、Yの過失は認められない。なお、本件においては、キャディを雇用するゴルフ場に安全配慮義務違反に基づく責任が認められている。

### 三 隣接ホールの競技者またはキャディが被害者となった事案

#### 1 隣接ホールの競技者が被害者となった事案

#### ⑦東京地判昭和60年5月29日（判時1206号49頁）

Yが東六番ホールのラフからグリーンのやや左方向を狙って4番アイアンで打った第二打が、東五番ホールでティーショットを打った直後のXに直撃した。Yは当時ゴルフ歴10年で、事故当日に初めて本件ゴルフ場を訪れた。

打球地点から東六番ホールのグリーンが右斜め前方、東五番ホールのティーグラウンドが左斜め前方となり、その角度は一〇度ないし一五度である。Yが第一打を打った地点からも、第二打を打った地点からも、東五番ホールのティーグラウンドを見通すことはできず、Yもその位置を認識していなかった。

ゴルフというスポーツは体積が小さい割合に重量が重いゴルフボールをクラブで打撃して高速で長距離飛行させるもので、打球の方向や着球地点を任意に調整することが困難なことを前提として打球の方向や着球地点の正確さを競うものであり、打球の調節が困難であるから、ゴルフコースの設置状況いかんによっては思わぬ方向へ打球が飛び、他人に当たる危険性は否定できないが、ゴルフというスポーツの存在を認める以上競技者としては、その技量、飛距離等に応じ自己の打球が飛ぶであろうと通常予想しうる範囲の他人の存在を確認し、その存在を認識するか、認識しうる場合に打撃を中止すれば足りる。

Yは東六番ホールから東五番ホールのティーグラウンドを見通すことはできず、仮にその位置を認識する可能性があったとしても、競技者としては両ホールの高低差およびその間の樹木帯を超えて打球がそこまで届くことは通常予想しえないから、YにはXの存在を確認し、打撃を中止する義務はないとして過失を否定した。

なお、ゴルフ場の運営会社には、民法717条の責任が認められた。

#### ⑧東京地判平成元年3月30日(判時1327号57頁)

Yが四番ホールから打ったティーショットの打球が、隣接する五番ホールのフェアウェイでプレー中のXの右腕に当たった。Yは、事故当時ゴルフ歴約六年で、事故当日に初めて本件ゴルフ場を訪れた。

ゴルフ競技は、打球の方向や着球地点を任意に調節することが困難であることを前提にして打球の方向や着球地点の正確さを競うものであり、打球の調節が困難であるから、ゴルフコースの設置状況いかんによっては思わぬ方向へ打球が飛び、他人にあたる危険性は否定できないが、ゴルフ競技の存在を認める以上、競技者としては、その技量、飛距離等に応じ自己の打球が飛ぶであろうと通常予想しうる範囲の他人の存在を確認し、その存在を認識す

るか、認識しうる場合に打撃を中止すれば足りるものというべきである。また、複数のボールの併存と、先行者、後行者の関係が常に存在するこの競技の特質及び競技人口の増加という現実には照らせば、競技者の打球が自己の競技するコースを大きくはずれた場合において、打球の方向、勢い、飛距離、当日のコースの利用状況、風向き、天候などから考えて他人が競技している可能性がある他のコースに飛び込むであろうことを競技者が認識し、または認識しうる時は、打球の他人への衝突を回避するための大声を出して叫ぶ等その他人の注意を喚起する措置を講じる義務がある。

本件についてみると、Yは、自己の打球が真っすぐ飛ばば隣接する五番ホールに飛び込むであろうことを通常予想しえたというべきである。加えて、四番ホールのティーグラウンドから五番ホールの見通しは可能であったことが認められる。Yは、先に出発した組が五番ホールにいることを十分に予想でき、かつXらの存在を確認し得る状態であったのに、五番ホールの競技者の安全を確認することなくティーショットをした過失があり、さらに、Yは打球をそらし、同打球が五番ホール内に飛び込むことを認識し得たのに、大声を出すなどして同ホール内の競技者に対する注意の喚起を怠った過失があるとした。

⑨東京地判平成6年11月15日(判タ884号206頁)

Yが東一〇番ホールから9番アイアンで前方やや左の方向を狙って打った第二打が、低い弾道で直進した後右に曲がり、隣接する東一八番ホールのバックティーグラウンドに向かうXの左目を直撃した。YおよびYの組のキャディが、打球方向に向かって「フォアー」と大声で警告を発したが、Xは本件打球の警告を察知する暇もなく、その直撃を避けることができなかった。Yが第二打を打つ前に前方を見ても、東一〇番のティーグラウンド方向は松の枝及び地形の関係で見通しが不十分で、東一〇番ティーグラウンド付近に人影を確認することができなかったこと、クラブ選択及び打撃方向の選択にも特段の誤りを認められないこと、打撃後に警告をしていること等に鑑みると、Xが注意義務に違反して第二打をプレーした事実は認められない。

ゴルフプレーにおいては、自己の技量に応じた注意義務(例えば、ゴルフを始めたばかりのビギナーであれば、ホールを正確に打つことができないの

であるから、打ちたい方向のみならず、前方一八〇度に近い角度の範囲に人影のないことを確認したうえでプレーすべきであるが、上達するに従って自己の打球の癖に注意して、行きやすい方向に人影のないことを確認してプレーすべきであると言える。)を尽くしてボールを打つべきであり、また、Yの第二打地点から東一〇番のバックティーグラウンドまでの距離は、約四〇メートルに過ぎず、距離的にはどんなクラブを選択しても届く距離であることをも考慮すると、右打撃の際に、東一〇番ティーグラウンド方向についても、打球方向の範囲として、一応は注意すべきといえることができる。

しかし、東一〇番ティーグラウンド付近に人影が見当たらなかったとしても不自然でないこと、角度的にも、Yの狙った方向と東一〇番ティーグラウンド方向とはかなり異なっており、Yの技量がそれほど優れていなかったとしても、全くのビギナーとまでは認められず、右打球前のボールの位置から打球が東一〇番方向(右前方)に行きやすい状況があったと認めるべき特段の事情もないこと、仮に東一〇番方向に打球が飛んだとしても、松林の枝に遮られていて、直撃的に東一〇番ティーグラウンド付近に飛び込むことを予想することは困難であること等の事情が存在することに加え、すべてのスポーツ競技に共通して認められるところの「許された危険」の概念に照らしてYの過失を認めることは相当ではないとした。

一方、ゴルフ場には、コースが通常有すべき安全性を欠いていたものとして、民法717条の責任が認められた。

## 2 隣接ホールのキャディが被害者となった事案

### ⑩横浜地判平成4年8月21日(判タ797号234頁)

Yが城山一番ホールから打ったティーショットが左側に隣接する相模九番ホールで勤務中のキャディXに当たった事案。Yは、1ラウンドの平均スコア100前後の技量である。Y1は、は事故当日は、相模コースからスタートし、城山一番でティーショットをする際は、左側に隣接して相模九番があることを知っていた。しかし、自己の技量からすれば、打球がそこに飛ぶことはないと思い、フェアウェイの中心を狙ってドライバーでボールを打ったところ、打球がフェアウェイのやや左側に高く上がり、途中から左にフックして相模九番のフェアウェイに向かったことに気が付き、その段階

で、周囲に警告した。

一方、Xは、相模九番でプレーヤーにクラブを渡した後、城山一番との間に生えている樹木に沿ったカート道に戻った（城山一番のティーグラウンドから約一四〇メートルの地点）。その時に警告を聞き、その直後に城山一番の方向から飛来したYの打球を前額部に受けた。

城山一番ホールのティーグラウンドからの打球は、相模九番ホールに飛び込みやすい構造になっており、本件以前にもキャディが負傷する打球事故が生じていた。

Yは、城山一番でティーショットをする際に、相模九番のフェアウェイを見通すことはできなかったが、左側に隣接して相模九番があることは知っており、そこに打球が飛ばばプレーヤーやキャディに打球があたるおそれのあることは容易に知り得たのであるから、技量に応じたクラブの選択をするなどしてそこに打球が飛ばないようにする義務があるのに、漫然と自己の技量を過信して、クラブの中では最も打球の方向性にコントロールの難しいドライバーをもってティーショットをしたために、本件事故を発生させたとしてYの過失が認められた。

Xは打球の衝突する危険の大きいキャディ業務に就いていたのであるから、打球の衝突による本件事故を容認していたとのYの主張は斥けられた。

また、Xの過失については、たとえ警告を聞いたとしても、両ホールの間にある樹木の間かあるいは上から突然高速で飛び出してくる打球を発見してこれを避けることは不可能であるとしてこれを否定した。

なお、本件ゴルフ場の設置および運営に瑕疵があるものとして、運営会社にも民法717条に基づく不法行為責任が認められている。

#### 四 先行組の競技者が被害者となった事案

##### ①名古屋地判昭和57年9月24日（判時1063号197頁）

Y1が西八番ホールのティーグラウンドへ到達（Y1はこのコースは二回目の経験）したとき、先行者であるXらの姿が見えたので、暫く時間をつぶして後（その頃人影は見えなくなった）、もういいかね、と聞いたのに対しキャディAは、前方の状況は全く見ておらず、且内心では少し早いと思いな

がら、特に否定せず黙っていたので、Y1としては、よいものと考えて打球し、それが非常に良いあたりとなって飛来し、Xを直撃した。

西八番ホールからの打球の飛来方向に向けては、その構造上の特徴から打球者の地点からは、事故現場付近を含むそれ以遠の地域は全く見えない状況にあった。

本件事故現場付近は、打球地点からは全く見えない状況にあるのであるから、このような構造上の特質を有する施設の設置管理をなすY2（ゴルフ場）としては、事故の発生を未然に防止するため、使用人たるAをして十分に前方の状況を把握させ、打球者に適切な指示、助言をなさしめるべきであるにもかかわらず、Aは前方の状況把握を全くせず、且内心、まだ早いと思いながら打球開始を静止せず、そのため本件事故に至ったのであり、またY1は、前方の視野の範囲内に人影が見えなくなってまもなく、もはや安全なものとし速断して打球したものであり、一応はAにいいかね、と確認の言葉を発してはいるが、Aも十分な確認措置をとったわけでもないことを併せ考えれば、過失を免れないとして、Y2には民法715条により、Y1には民法709条によりそれぞれ連帯してXに対して損害賠償義務を負うとした（内部負担割合はY1が1に対してY2が4）。

⑫名古屋高判昭和59年7月17日<sup>5</sup>（⑪控訴審）（判例時報1136号30頁）

原審と異なり、Y1らが西八番ホールに到着したところに、AがYに対して「もう少し待ってください」と告げたこと、Y1が5分ほど待機した後、Aに「もういいかね」と声をかけ、Aから「どうぞ」と言われて第一打を打った事実が認定された。

Y1は自らティーグラウンドを離れてブラインド部分を見通すか、あるいはAに右行動をさせて安全を確認させることをせず、あるいはブラインド部分に居る競技者が安全な地域に立ち去る十分な時間的余裕をみることもなく、単にティーグラウンド上に立っただけで右安全確認措置をとっていないことが明らかなAに形だけの同意を求めてティーグラウンドからの第一打を打った過失があると認定された。

なお、Aの過失も認定され、使用者であるY2についても民法715条の責任が認められた。

## 五 考察

### 1 事故の原因

打球事故の原因として、(1) ゴルフは打球のコントロールが難しい競技であるのに、打球の及ぶ範囲内に人がいるのにこれに気づかなかつたり、気づいていても技量を過信して打つなど、競技者に起因するものと、(2) 見えない隣接ホールにボールが飛び込みやすい構造など、コースが安全性を欠く状況にある、ゴルフ場がキャディに十分な安全教育をしていないなど、ゴルフ場の運営に起因するものがあり、双方が併存するケースもある。

ゴルフは、顔見知りと一緒にプレーすることもあれば、見知らぬ者同士が一緒になることもある。ラウンドを何回か共にしたことがある競技者同士は、互いの癖などが分かってくるもので、一般的には、そうでない者同士と比較して危険を予想してこれを回避する余地が大きくなると考えられるが、互いの癖を知っていることから油断が生じ、事故につながってしまうケースもある。裁判例③では、加害者が、被害者プレーヤーには、同伴競技者がボールを打つ際にプレーヤーよりも前が出る癖ことがないことを知っていたために、被害者の位置を確認しないまま漫然とボールを打ち、事故を生じさせた。

### 2 加害者の過失

裁判例①②③④⑤⑧⑩⑪⑫では加害者の過失が認められ、⑥⑦⑨では加害者の過失が否定された。過失判断における、打球者の義務は、おおむね以下のようにまとめることができる。

(1) 自己の打球が届く可能性のある範囲に他の競技者等がいなかったかを確認し、または、他の競技者がその範囲から立ち去るのに十分な時間を置き、他の競技者がいる場合には、

(2) 打球がそちらに飛んだ場合には避ける時間的余裕がない場合、移動させるまでは打ってはならず、

(3) 打球がそちらに飛んでも、避ける時間的余裕がある場合、(ア) 前方競技者が見ていることを確認する、(イ) 打球が飛んだ場合に、大声で警告

を出す義務がある。

(4) 自己の打球の届く可能性のある範囲に、他の競技者がいる可能性を認識しているか、認識し得るが、他の競技者等がいるかどうかを確認することができない場合には、打撃を中止し、そこに打球が飛ばないように適切な他のクラブを選択する義務がある。

裁判例①では(3)(ア)の義務に裁判例違反、②③では(2)の義務違反、④⑤⑪⑫では(1)の義務違反、⑧では(1)(3)(イ)の義務違反、⑩では(4)の義務違反がそれぞれ認められている。

ボールを打つ際に注意を向けるべき範囲は、ショットの難易度が高くなるほど、また、打球のコントロールの難しい初心者ほど角度が広くなり、クラブ選択、技量に応じ飛距離が出る場合ほど長くなることになろう。

加害者の過失の判断に際しては、加害者の技量(ゴルフ経験、スコア、ハンディキャップ等)、使用したクラブの種類、当該コースにおける経験、ボールを打った地点の状況(傾斜、ラフであれば草の状態など)、事故発生地点との位置関係(視認の可否、距離、方向)、打球後に警告を発したか否か、キャディが同伴している場合にはその動向が考慮されている。警告については、警告を発すれば、衝突を避けられたか、避けられないまでも身体の枢要部を避けられた場合に限定される。

裁判例⑫では、キャディが「どうぞ」と言ったにもかかわらず打球者の過失が認定されており、キャディの発言内容だけでなく、安全確認をおこなわずにそのまま立っていたという行動も考慮されている。すなわち、安全確認をしていないキャディの発言を鵜呑みにしても、確認義務を果たしたものは認められないということである。

隣接ホールにボールが飛んだ場合には、隣接ホールの存在を認識し得たかが過失判断に影響を与えるが、プレーヤーの当該コースでの経験は、この認識可能性の前提として考慮される。

隣接ホールの存在およびそこにボールが到達する可能性を認識した場合には、他の適切なクラブを選択すべきこととなる。

また、仮に隣接ホールの存在を認識していたとしても、地形や樹木の関係で、打球が隣接ホール方向に飛んだとしても、隣接ホールにボールが達することを通常予想しえない場合には過失が否定される。



なお、判例④では、Y1が、第2打をシャンクさせたことについても過失を認定している。この点、ゴルフをプレーする者は、通常、自分の意図した方向にボールを飛ばそうと注意を払うものであるが、注意を払っていても意図しない方向に打球が飛ぶことはしばしば起き得る。裁判例②⑦⑧では、ゴルフがボールの着球地点をコントロールすることが困難なことを前提としてその正確さを競う競技であること、経験を積んだプレーヤーでもミスショットの可能性があることを指摘し、裁判例⑤では、さらに具体的に、プロゴルファーでもシャンクすることがあることを指摘している。だからこそ、打球者は、ボールが飛ぶ範囲内に同伴プレーヤー競技者等がないかを確認すべき義務を負うのであり、そうだとするならば、打球をシャンクさせたことについて過失を認定することは適切ではない。

### 3 被害者の過失

加害者の前方に立っていた同伴プレーヤー競技者またはキャディが被害者となった裁判例①②③④⑤で、いずれも被害者の過失が認められる。過失割合は、その他の状況に応じて異なるが、ここでも、(1)被害者と加害者の技量(被害者がキャディである場合には経験)、(2)打球前の状況、(3)加害者との関係などが考慮されている。

(2)としては、たとえば、裁判例①では、被害者が打ちますよと声を掛けられたのにグリーン上にとどまり、他の競技者へアドバイスをしていたこと、裁判例⑤では他の競技者のボールを拭くという不急な作業をしようとしてショットを注視していなかったことが、それぞれ考慮されている。

(3)については、ラウンドを何回か共にしたことがある競技者同士は、互いの癖などが分かってくるものなので、そうでない競技者同士と比べて、危険を予想し、回避する余地が大きくなる。それにもかかわらず、被害者が危険の予想される場所に立っていた場合には、被害者の過失は大きいと判断される(裁判例③)。

### 4 小括

加害者よりも前方にいた同伴競技者が被害者となった事案では、いずれも加害者の過失が認められるとともに、過失相殺がなされており、加害者の過

失の判断においても、過失相殺における被害者の過失の判断においても、同伴競技者は互いに他の競技者がショットする前にその前方に出てはならないというゴルフの基本マナーが特に重視されている。そして、後方の競技者の注意義務が重いとされ、双方にこのマナー違反がある場合には、ほかに特段の事情がない限り、加害者の過失割合が高くなる。

加害者の過失が否定された事案では、何等かの形でゴルフ場の責任が認められている。競技者が必要な注意を払っていても、コースの安全性等を欠いたために事故が起きたということであろう。

ゴルフは、相手に向かってボールを投げたり打ったりする野球、テニス等の競技のように競技それ自体が一定の危険を内包するわけではなく、静止しているボールを、ピンを最終目標として打つだけであるから、その競技自体は何ら他人に危険を及ぼす性質のものではない。

通常有すべき安全性を備えたコースで、マナーを守ってプレーすれば、打球事故はかなりの確率で防げられると思われる。

## 5 残された課題

本論文では、打球事故の加害者の責任について、加害者の過失、過失相殺における被害者の過失を中心に検討した。今後は、コースの設置・管理者としてのゴルフ場の責任、キャディの使用者としてのゴルフ場の責任などについても検討する必要がある。

## 注

- <sup>1</sup> 山本隆司「岡山地判平成 25 年 4 月 15 日判批」判時 1148 号（1985）192 頁。
- <sup>2</sup> 東京地判平成 27 年 3 月 26 日（ウエストロー・ジャパン 2015WLJPCA03268018）
- <sup>3</sup> 原審（浦和地裁熊谷支判平成 11 年 1 月 29 日）では、打球が当たる危険が及ぶ範囲内にいる X は Y のショットを注視し、かつ、これによる打球がもたらす危険を避けることができるよう Y が事前に X ちに声をかけるなど、注意を喚起する義務があったとした。
- <sup>4</sup> 本判決の評釈として、「NBL 判例紹介 147」NBL 1027 号（2014）88 頁がある。
- <sup>5</sup> 本判決の評釈として前掲注（1）192 頁がある。